

平成23年度予算案の概要について

平成22年12月
職業安定局

平成23年度職業安定行政関係予算（案）の概要

I 予算規模

（単位：百万円）

区 分	22年度 当初予算額	23年度 予定額	増▲減額	対前年比	備 考
一 般 会 計	339,483	260,603	▲ 78,881	76.8%	
年金・医療等に 係る経費等	301,040	225,886	▲ 75,153	75.0%	
総予算組替え 対象経費	38,444	34,716	▲ 3,727	90.3%	
元気な日本 復活特別枠	-	-	-	-	
労働保険特別会計雇用勘定	4,180,928	3,139,089	▲ 1,041,840	75.1%	
失業等給付費	2,679,017	2,029,790	▲ 649,227	75.8%	
総 計	4,520,412	3,399,691	▲ 1,120,720	75.2%	

※労働保険特別会計雇用勘定については、歳出の合計を記載。

厳しい経済環境下における雇用・生活安定の確保

現下の雇用情勢は、持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にある。

このような状況のなかで、ハローワークの職業紹介、雇用保険、雇用管理指導等の充実・強化に加え、積極的就労・生活支援対策、非正規労働者の正社員化の推進、職業能力開発の充実強化を図る。また、若者・女性・高齢者・障害者等の就業実現や地域対策等ニーズに応じたきめ細やかな支援策を実施し、雇用の「量」の拡大を図る。

1 ハローワークを拠点とした積極的就労・生活支援対策(ポジティブ・ウェルフェアの推進) 2,811億円(3,255億円)

(1) 求職者支援制度の創設と担当者制による就職促進 775億円(55億円)

雇用保険(失業給付)を受給できない方々に、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活支援のための給付(10万円/月)を行う制度を恒久化する(求職者支援制度の創設)。

また、ハローワークにおいて、訓練終了後の就職の実現に向けて、きめ細かな支援が必要と判断される方に対する担当者制によるマンツーマン支援を行う。

(2) 雇用保険の機能強化 2,147億円(3,002億円)

雇用保険制度において、基本手当の充実や早期再就職のインセンティブの強化によりセーフティネットとしての機能強化を図る。

※ 基本手当の日額の上下限等の引上げ (例 現行の下限 1,600円 → 1,856円)

※ 再就職手当の給付率の引上げ (例 支給残日数2/3以上の給付率: 現行(法律本則30%、暫定措置50%) → 60%に引き上げた上で恒久化)

※ 失業等給付費として、2兆298億円(2兆6,790億円)を計上。

(3) 民間を活用した求職活動の促進(就職活動準備事業)(新規) 5億円

就職に対する準備不足等から求職者支援制度の職業訓練の受講によりただちに効果が得にくいと考えられる求職者について、民間に委託して、意欲・能力の向上のための個別カウンセリング、生活指導等や職業紹介を実施し、求職者支援制度への円滑な移行や就職促進を図る。

(4) 自治体とハローワークの協定に基づく就労・生活支援(「福祉から就労」支援事業) 35億円(32億円)

生活保護等の福祉を担う地方自治体と就労支援を担うハローワークが協定(支援の対象者、支援手法、両者の役割分担等)を締結して、地方自治体とハローワークの担当者により

構成する支援チームが、対象となる生活保護受給者、住宅手当受給者、障害者等それぞれへの支援プランを策定し、個別求人開拓や担当者制による職業相談など、積極的な就労支援を行う。

(5) パーソナル・サポート・モデルプロジェクトの実施 3.9億円

自立に向けて個別かつ継続的な支援を必要とする求職者へ、生活支援から就労支援までの一貫した寄り添い型の支援を行う「パーソナル・サポーター」と一体となって、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行う「就職支援ナビゲーター」(80人)を求職者総合支援センター等に配置する。

(参考)【平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費】

○パーソナル・サポート・モデル事業 29億円

パーソナル・サポート・サービスの制度化に向け、現場レベルでノウハウを蓄積するため、全国19地域において、平成23年度までのモデル事業(パーソナル・サポーターの配置等)を実施する。

(6) ハローワークにおける住居確保に関する支援 12億円(12億円)

「住居・生活支援アドバイザー」(263名)がハローワークにおいて、住宅手当の申請書類の作成助言を行う等により、求職者に対する住居確保に関する支援を実施する。

(7) メンタルヘルス相談機能、多重債務相談機能等の強化 4億円(2.4億円)

福祉関係者や弁護士会等の民間専門家との連携体制を構築し、自殺対策も含めたメンタルヘルス相談や多重債務相談等を、非正規労働者総合支援センター及び同コーナーに加え、全国の主要なハローワークにおいて実施し、求職者に対する総合生活相談機能の強化を図る。

(8) 地域生活福祉・就労支援協議会によるワンストップ・サービスの推進(新規) 1.3億円

第二のセーフティネット支援施策等を効果的に実施するため、「地域生活福祉・就労支援協議会」を開催し、地域におけるワンストップ・サービス関係機関の一層の連携強化を図る。

(9) 介護・福祉、医療等の分野における雇用創出 104億円(149億円)

介護・福祉、医療等の分野について、雇用創出の基金事業の活用や、事業主に対する人材確保の支援等の実施により、地域における雇用創出を図る。

(参考)【平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費、補正予算】

○重点分野雇用創造事業の拡充 予備費1,000億円、補正予算1,000億円

地域において、介護をはじめとした成長分野における雇用創出・人材育成の取組を促進するため、平成22年度末までの事業の実施期間を平成23年度（一部平成24年度）まで延長する等拡充を行う。

○成長分野等人材育成支援事業の創設 補正予算500億円

健康、環境分野や関連するものづくり分野に、労働者を雇い入れ又は異分野からの配置転換を行った事業主が訓練を実施する場合の実費を支援する（上限20万円）。

(10) ハローワークにおける年金相談のための支援(新規) 1.6億円

ハローワークにおいて、雇用保険と年金等に関する相談にワンストップで対応する取組を実施する。

2 非正規労働者の多様な形態による正社員化の推進対策

172億円(62億円)

(1) 在職中の非正規労働者の均衡待遇・正社員化の推進 6.6億円(13億円)

中小企業雇用安定化奨励金や短時間労働者均衡待遇推進等助成金を整理・統合して、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設し、有期契約労働者やパートタイム労働者の均衡待遇、正社員への転換を一体的に推進するとともに、短時間正社員を奨励対象として、その普及を図る。

* 統合後の奨励金については、雇用均等・児童家庭局で措置(8.9億円)

(2) 失業者の正社員就職支援(新規) 48億円

ハローワークに、「求人開拓推進員」(1,600名)を配置し、非正規求人からの転換も含めた正社員の求人確保を積極的に行い、正社員就職を促進する。

(3) 労働者派遣法の改正による均衡待遇の推進等 116億円(48億円)

改正労働者派遣法案が成立した場合には、これに基づく均衡待遇の配慮義務規定の周知・指導を行うとともに、「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」(一人100万円(有期雇用50万円)(大企業は半額))を活用し、派遣先における派遣労働者の直接雇用を促進する。また、違法派遣の適正化を図るため、指導監督を徹底する。

3 若年者の就職促進、自立支援対策

313億円(293億円)

(1) 新卒者、既卒者の就職支援

110億円(52億円)

① 学卒ジョブサポーターの活用等

102億円(52億円)

平成 22 年度に「経済危機対応・地域活性化予備費」や補正予算により倍増した「学卒ジョブサポーター」(928 人→2,003 人)を引き続きハローワークに配置し、求人確保等就職面接会の開催への協力や大学主催の企業説明会等への出張による就職活動の相談等、高校・大学等と一体となった就職支援や中小企業とのマッチングを進める。

また、保護者等も含めた在学中からの働く意義や職業生活についての講習、地元企業を活用した高校内企業説明会、関係者への積極的な情報発信等を実施するとともに、新卒者の求人確保に向けて強力に取り組むなどにより、新卒者・既卒者の就職支援を一層推進する。

② 新卒者就職応援本部・新卒応援ハローワークの活用等

8.2 億円

卒業後 3 年以内の既卒者の就職を促進するための奨励金を支給する「新卒者就職実現プロジェクト」の活用を図るとともに、全都道府県に設置した新卒者・既卒者専門の「新卒応援ハローワーク」の周知を進め、一層の活用促進を図り、新卒者・既卒者の就職を支援する。

また、地域の実情を踏まえた効果的な就職支援を実施するため、ハローワーク、地方公共団体、労働界、産業界、学校等の関係者を構成員とする「新卒者就職応援本部」の活用を図り、地域の関係機関等の連携による新卒者・既卒者の就職支援を実施する。

(参考)【平成 22 年度経済危機対応・地域活性化予備費、補正予算】

○ 新卒者就職実現プロジェクト

予備費120億円、補正予算495億円

「経済危機対応・地域活性化予備費」において「3 年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金」・「3 年以内既卒者トライアル雇用奨励金」(「新卒者就職実現プロジェクト」)を創設し、補正予算において積み増しし、平成 23 年度末まで延長する。また、補正予算において「既卒者育成支援奨励金」を創設し、長期の育成支援が必要な者への支援を行う。

<各奨励金の具体的な内容>

- ・3 年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金：正規雇用から 6 か月後に 100 万円
- ・3 年以内既卒者トライアル雇用奨励金：有期雇用(原則 3 か月)1 人月 10 万円、正規雇用から 3 か月後に 50 万円
- ・既卒者育成支援奨励金：有期雇用(原則 6 か月)1 人月 10 万円、そのうち off-JT 期間(3 か月)は各月 5 万円を上限に実費を上乗せ、正規雇用から 3 か月後に 50 万円

(2)フリーター等の正規雇用化の推進

203億円(241億円)

ハローワークに「就職支援ナビゲーター」を配置(398名)し、担当者制による個別支援を徹底するとともに、平成22年度補正予算により実施した、フリーター等を一定の有期雇用を経て正規雇用で採用する企業に対する奨励措置の拡充(有期雇用:1人4万円・最大3か月、その後正規雇用へ移行した場合:中小企業100万円、大企業50万円。対象者:25歳以上~40歳未満→40歳未満)等により、フリーター等の正規雇用化に向けた取組の一層の推進を図る。

(3)就業実現に向けた学校教育段階からの支援の推進(再掲)

87億円(37億円)

保護者等も含めた在学中からの働く意義や職業生活についての講習等、就職に向けた支援の実施などにより、学校教育段階からの就業支援を推進する。

4 女性の就業希望等の実現

22億円(21億円)

(1)マザーズハローワーク事業の拡充

22億円(21億円)

事業拠点の増設(163箇所→168箇所)等、マザーズハローワーク事業を拡充する。

5 いくつになっても働くことができるようにする対策

303億円(386億円)

(1)希望すればいくつになっても働ける高齢者雇用の促進

138億円(183億円)

高齢者雇用確保措置の着実な実施を図る。また、希望者全員が65歳まで働ける制度や70歳まで働ける制度の導入に取り組む中小企業事業主への助成(160万円を上限)、定年の引上げ等に合わせて高齢者の職域拡大や雇用管理制度の構築等に取り組む事業主に対する助成(経費の1/3、500万円を上限)等を実施する。

(2)企業雇用以外の多様な働き方の促進

101億円(125億円)

シルバー人材センターにおいて、教育・子育て・介護・環境の分野を重点に、地域社会のニーズに応じた新たな就業機会を創出するなど、企業雇用以外の多様な働き方を促進する。

6 障害者に対する就労支援の推進

162億円(153億円)

(1) 雇用率達成指導、地域の就労支援の強化等

68億円(71億円)

法定雇用率未達成の企業や公的機関に対する指導を強化するとともに、障害者の就業面、生活面の双方からの支援を強化するため「障害者就業・生活支援センター」を拡充（282箇所→322箇所）する。

(2) 障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化

27億円(21億円)

ハローワークに精神障害者の雇用に関する総合的かつ継続的な支援を行う専門家を配置し、精神障害者への専門的支援体制の充実を図るほか、公的機関における障害者のチャレンジ雇用の一層の促進や在宅就業支援制度の更なる活用促進を図る。

7 地域雇用創造と雇用支援

4,264億円(7,708億円)

(1) 地域における創意工夫を活かした雇用創造の推進

234億円(240億円)

雇用創出の基金事業により、将来の成長分野と見込まれる分野について雇用創造を図る。また、地域雇用創造推進事業等を活用するとともに、「新しい公共」に対する支援の在り方を検討し、地域の自主性及び創意工夫を活かした雇用創造を推進する。

(2) 介護分野の雇用支援等

104億円(149億円)

介護労働者の雇用管理の改善や人材確保に取り組む事業主に対し、人材確保や相談援助等の効率的な支援を実施する。

(3) 雇用調整助成金の支給の適正化

3,927億円(7,319億円)

企業の休業、教育訓練、出向による雇用維持の取組を支援するための雇用調整助成金（手当、賃金の2/3を助成）及び中小企業緊急雇用安定助成金（手当、賃金の4/5を助成）について、教育訓練費の額を見直すとともに、適正な支給に向けた体制の整備を図る。

8 労働関係法令の履行確保等

11億円(2.5億円)

(1) 雇用保険の適用促進

1.1億円(1.3億円)

非正規労働者に対する雇用保険の適用範囲の拡大(6か月以上→31日以上)について、事業主に対する周知等を通じて、着実な実施に取り組む。

(2) 改正労働者派遣法の円滑かつ着実な施行(一部再掲)

9.2億円(56百万円)

改正労働者派遣法案が成立した場合には、日雇派遣の原則禁止や均衡待遇、労働契約申込みみなし制度等について、円滑かつ着実に施行するための周知・指導を行う。また、違法派遣の適正化を図るため、指導監督を徹底する。

9 外国人労働者問題等への適切な対応

25億円(31億円)

(1) 外国人労働者問題等への適切な対応

21億円(26億円)

増加する外国人労働者からの相談等に適切に対応するための体制を整備する。

(2) 経済連携協定の円滑な実施

46百万円(50百万円)

経済連携協定に基づき外国人看護師・介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、受入施設に対する巡回指導を行う。

II 主要事項

(単位: 百万円)

事 項	22年度予算	23年度予定
I ハローワークを拠点とした積極的就労・生活支援対策 (ポジティブ・ウェルフェアの推進)	325,517	281,136
1 求職者支援制度の創設と担当者制による就職促進	5,494	77,515
2 雇用保険の機能強化	300,215	214,726
3 民間を活用した求職活動の促進(就職活動準備事業)	0	503
4 自治体とハローワークの協定に基づく就労・生活支援 (「福祉から就労」支援事業)	3,201	3,491
5 パーソナル・サポート・モデルプロジェクトの実施	0	392
6 ハローワークにおける住居確保に関する支援	1,158	1,177
7 メンタルヘルス相談機能、多重債務相談機能等の強化	238	405
8 地域生活福祉・就労支援協議会によるワンストップ・ サービスの推進	0	132
9 介護・福祉、医療等の分野における雇用創出	14,903	10,364
10 ハローワークにおける年金相談のための支援	0	158
II 非正規労働者の多様な形態による正社員化の推進対策	6,207	17,162
1 在職中の非正規労働者の均衡待遇・正社員化の推進	1,300	661
2 失業者の正社員就職支援	0	4,801
3 労働者派遣法の改正による均衡待遇の推進等	4,810	11,605
III 若年者の就職促進、自立支援対策	29,311	31,270
1 新卒者、既卒者の就職支援	5,183	10,996
2 フリーター等の正規雇用化の推進	24,128	20,275
3 就職実現に向けた学校教育段階からの支援の推進(再掲)	3,746	8,658
IV 女性の就業希望等の実現	2,139	2,212
1 マザーズハローワーク事業の拡充	2,139	2,212
V いくつになっても働くことができるようにする対策	38,573	30,346
1 希望すればいくつになっても働ける高齢者雇用の促進	18,325	13,845
2 企業雇用以外の多様な働き方の促進	12,541	10,118

VI 障害者に対する就労支援の推進	15,251	16,176
1 雇用率達成指導、地域の就労支援の強化等	7,093	6,808
2 障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化	2,127	2,677
<hr/>		
VII 地域雇用創造と雇用支援	770,786	426,435
1 地域における創意工夫を活かした雇用創造の推進	23,988	23,404
2 介護分野の雇用支援等	14,903	10,364
3 雇用調整助成金の支給の適正化	731,894	392,667
<hr/>		
VIII 労働関係法令の履行確保等	246	1,088
1 雇用保険の適用促進	130	108
2 改正労働者派遣法の円滑かつ着実な施行(一部再掲)	56	916
<hr/>		
IX 外国人労働者問題等への適切な対応等	3,066	2,496
1 外国人労働者問題等への適切な対応	2,585	2,099
2 経済連携協定の円滑な実施	50	46